境小学校いじめ防止基本方針

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の情報技術の発展により、インターネット上で新たな「いじめ」の問題が生じるなど、「いじめ」はますます複雑化・潜在化する様相を呈している。

平成２５年９月２８日に、「いじめ防止対策推進法」が施行となり、本県においても平成２５年１２月に「群馬県いじめ防止基本方針」が示された。

そこで本校では、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を十分に理解するために、「境小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針は、境小学校のすべての児童が、安心して楽しく学校生活が送れるよう、一人一人の教職員がいじめ根絶に向けた取組のさらなる充実を図るためのものである。

伊勢崎市立境小学校

Ⅰ　いじめに対する基本認識

いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。また、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。そこで、「いじめは、どの学級でもどの児童にも起こり得る」という認識に立ち、学校や家庭、地域及び関係機関が一体となり、未然防止と早期発見・早期解消に、積極的に取り組むことが重要である。

学校は子どもたちにとって、楽しく学び生き生きと活動できる場でなければならない。子どもたち一人一人が大切にされ、自己存在感や自己有用感の喜びを実感できる場でなければならない。学校には、いじめ問題の解消について大きな責任がある。よって境小学校は、「いじめを絶対に許さない学校」でなければならない。

いじめ問題への取組は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。とりわけ、「支持的風土に満ちた温かい学級経営」が、いじめの未然防止に密接にかかわっており、日々の教育活動の中でその充実が求められていることを、すべての教職員が深く認識することが重要である。

(1)いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
(2)いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
(3)いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
(4)保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

1　いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

いじめの認知は、特定の教職員によることなく、校内のいじめ対応組織を活用して行う。

2　いじめの態様

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
②仲間はずれ、集団による無視をされる。
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤金品をたかられる。
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3　いじめの構造

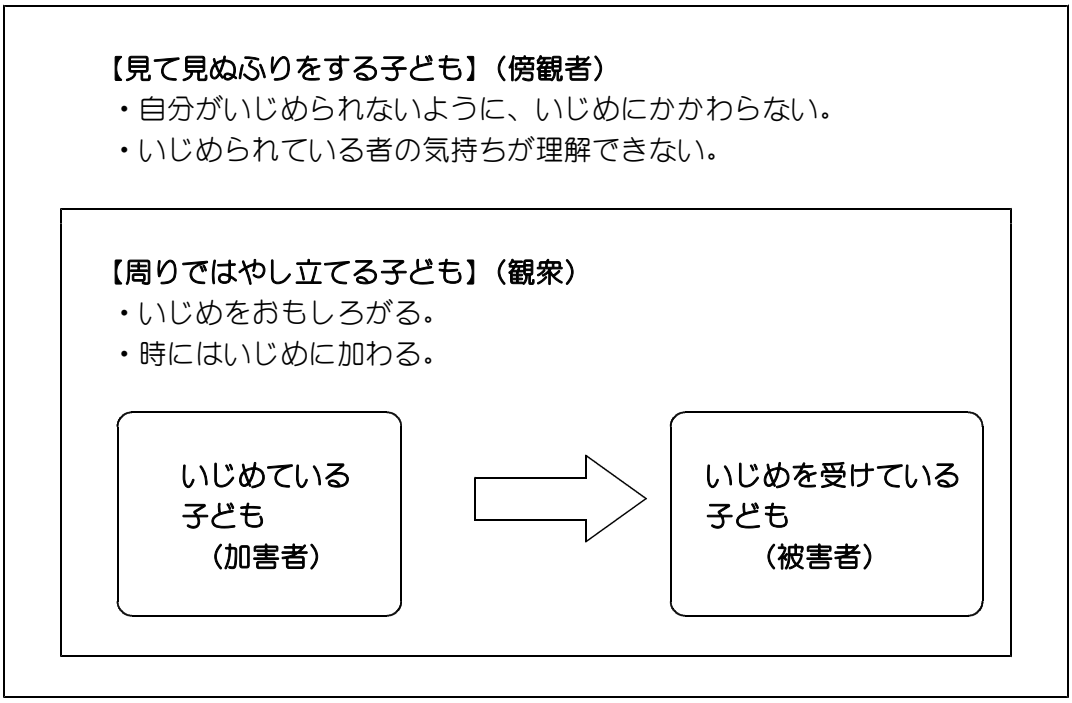

＜注意点＞

・いじめは、大人の目に届きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめられる側に責めを負わせることがあってはならない。問題はいじめる側にあり、観衆や傍観者の立場にいる子どもたちがいじめを助長している。
・いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりをもっている。

4　いじめ防止のための基本姿勢

（1）いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
（2）いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると、児童が十分に理解できるようにする。
（3）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
（4）児童が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動を進められるよう、例えば「いじめ防止子ども会議」など児童が主体となって活動する場を設定する。
（5）いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。
（6）いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保証するとともに、校内だけでなく、地域や関係機関と連携し解消にあたる。
（7）学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

Ⅱ　いじめ防止に向けた取組

１　いじめの未然防止に向けて

（１）いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①「境小学校いじめ防止基本方針」に基づき、朝礼で校長が講話「いじめゼロの学校をつくろう」を行い、温かい人間関係を基盤とした学校生活を、学校全体でつくり上げていくことを宣言する。

②児童会運営委員を中核とした児童主体の「いじめ防止」に係る活動を推進する。各学級で「いじめ防止」に向けて自分たちにできることを話し合い、児童の実践的な活動に結びつける。また、境南中学校区「いじめ防止会議」での話し合いを学校内に反映させ、活動を深化発展させる。

③道徳の時間を中心に、教育活動全体で「自他を大切にする」「命を大切にする」指導を充実させる。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつよう指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

④担任は、児童に受容的・共感的に接し、一人一人のよさが発揮され互いに認め合える学級経営に努める。学級のルールや規範、正しい言葉遣いがきちんと守られる指導を行う。児童の実態を、アンケート調査や日常の観察、欠席・遅刻状況等で把握する。

（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動の推進

①児童一人一人が活躍できる学習活動の充実

「楽しい授業」「よく分かる授業」を通して、児童一人一人が活躍し学び合える学習環境をつくる。児童に基礎・基本の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力などを育成し、確かな学力の向上に努める。また、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる共感的理解と支持的風土を基盤とした学年・学級経営を推進し、基本的生活習慣の定着と好ましい人間関係の醸成に努める。

②教科等の取組

全教育活動において協働して課題を解決する学習を積極的に行い、道徳や学級活動の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命・人権を大切にすることを気付かせる授業を工夫する。

③規範意識の向上への取組

「幼・小・中一貫生活・学習１３のルール」の活用や情報モラル教育の実践により、規範意識を育む。また、５Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の時間の実践により、きれいな心と学習環境をつくる。

④児童の主体的な活動への支援

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである」という立場で、以下の教育活動を推進する。

・元気っ子タイムや縦割り班活動等での異学年交流の充実
・児童集会の運営等、児童主体の活動を支える児童会活動の充実

・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
・「生活ふり返りカード」による自主的自立的な生活の支援

⑤人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等の時間を活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、いろいろな友だちがいる学級の中に、自分もその一員として存在していることを実感させる。友だちとの折り合いを通して自尊感情と相手への信頼感が育ち、明るく楽しい学校生活を送ることができることに気付かせる。

構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりのためのエクササイズを通して、人とのかかわり方を身に付けさせる。

⑥人とつながれる喜びを味わう体験活動

学校行事や児童会活動、各教科領域、総合的な学習の時間等での体験活動を充実させる。また、相互交流の工夫を行うことで、友だちと分かり合える楽しさや喜びを実感させ、コミュニケーション能力を育む。

2　いじめの早期発見のための手立て

（1）日々の観察

○「いじめは、どの学級でもどの児童にも起こり得る」という認識に立ち、すべての教職員がすべての児童の様子を見守る。そして、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。

（2）観察の視点と対応

①学級内の人間関係やグループ形成を注意深く把握し、言動や児童間の力関係に着目し、気になる言動については、迅速かつ適切に対応する。

②「遅刻・欠席が増える」「グループ活動で一人になっている」「机を離されている」「元気がない」「学習意欲が下がっている」「担任のそばにいることが多い」「服や靴が汚れている」「持ち物が隠される」等、様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導部会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を観察し、見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ児童に安心感をもたせるとともに、問題がある場合には、校内組織「いじめ対策委員会」や教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解消を図る。

（3）いじめ実態調査（アンケート等）

①「なかよしアンケート」を月１回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
②学級ごとに「人間関係相関図」や「見守りシート」を作成し、必要に応じて活用する。
③年２回実施の「学校評価児童アンケート」の結果から、学校生活満足度等を把握する。
④児童の声に耳を傾け、生活ノートや日記の内容を読み、情報を得る。
⑤連絡帳や電話、家庭訪問等を通じ、保護者と情報を共有する。
⑥いじめ発見チェックリスト（家庭用）を、必要に応じて活用する。

（4）相談しやすい環境づくり

①本人からの訴え

・心身の安全を保証する（「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と教師の姿勢を伝えるとともに、態度で示す)。

・話をじっくり丁寧に聞き、事実関係を把握し、気持ちに寄り添う。

②周りの児童からの訴え

・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動をほめ、情報の発信源は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

・いじめを伝えたことにより、その児童への新たないじめが発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

③保護者からの訴え

・わが子のいじめに気付いたときに逡巡することなく学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

・問題が起きていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスであり、日頃から児童のよいところや気になるところ等、学校の様子を伝えておく。

Ⅲ　いじめへの対処に関する方針

１　いじめの早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解消にあたる。具体的には、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全安定を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、重大な場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解消にあたる。

（1）いじめ対応の基本的な流れ　　※緊急の場合は、この流れによらず、臨機応変に対応する。

①いじめ情報のキャッチ（いじめの発生・発見）
↓
②正確な実態把握（事実確認と情報の共有）
↓
③指導体制・方針の決定
↓
④児童への指導・支援とともに、保護者との連携
↓
⑤今後の対応の共有
↓

⑥重大事態と判断したときは、教育委員会に報告するとともに、警察に通報する。また、「境小学校いじめ問題調査委員会」を招集し、公平・中立な調査を行い、重大事態への対処と同種の重大事態の発生防止のための必要な措置を講ずる。

（2）いじめ発見時の対応（いじめられている児童を守り抜く）

①いじめられている児童に対して
・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで、児童の心の安定を図る。
・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
・必ず解消できることを伝え、希望がもてるよう支える。
・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
・いじめられている児童の心の傷を癒すため、スクールカウンセラーや学習生活相談員、教育相談担当教諭、養護教諭が連携をとりながら、指導支援を行う。
②いじめられている児童の保護者に対して
・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に会い、事実関係を伝える。
・学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを、共感的に受け止める。
・家庭と継続して連携をとりながら、解消に向けて取り組むことを伝える。
・家庭での児童の変化に注意を促し、どのような些細なことでも学校に相談するよう伝える。

③いじめている児童に対して
・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ることを理解させる。
・事実確認とともに、そのときの気持ちや状況について詳しく聞き、行動の背景にも目を向け指導する。
・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。いじめが人として許されない行為であることをしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
④いじめている児童の保護者に対して
・事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、事後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
・児童の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを共に考え、具体的な助言を継続して行う。

⑤周りの児童に対して
・当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめを傍観する側からいじめを抑止する側への転換を促す。

・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
・周りではやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
・いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

⑥継続した指導
・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
・教育相談や日記、連絡帳等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
・いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
・いじめられた児童といじめた児童双方に、スクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、学習生活相談員、教育相談担当教諭、養護教諭等が心のケアにあたる。
・いじめ問題の発生を契機として事例を検証し、再発防止と未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくり・学校づくりへの取組を強化する。
⑦家庭や地域、関係機関と連携した取組
・いじめ問題が発生したときには、家庭との連携をより緊密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

2　いじめ問題に取り組むための組織

（1）学校内の組織

①「生徒指導部会」
月1回、生徒指導主任を中心に、校長、教頭、教務主任、各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当教諭、養護教諭が、生徒指導全般についての協議とともに、問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報交換及び共通行動（指導・支援）について話し合う。

②「いじめ防止推進委員会」
いじめ防止に関する対策を実効的に行うため、いじめ防止推進委員会を設置する。「いじめ防止」に関する諸資料の提示・解説を通して、教職員への啓発を行う。また、「境小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ発生時における対応マニュアル」「いじめ発見チェックシート」等を作成する。「なかよしアンケート」の結果を分析し、実態把握に基づいた「いじめの未然防止」の指導及び指導体制について点検評価を行い、その都度改善する。委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭である。必要に応じて委員会を開催する。

③「いじめ対策委員会」
いじめ問題が発生した時点で招集し、いじめ問題解消に向け、実効的な取組を開始

する。いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者対応等を組織的に進める。委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等である。いじめ問題が解消した時点で解散する。

（２）家庭や地域，関係機関と連携した組織

①「境小学校いじめ問題調査委員会」

重大ないじめ問題が発生した時に、早期解消及び全体的な指導体制を進めるための外部組織として、「境小学校いじめ問題調査委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任、学校評議員代表、ＰＴＡ会長、主任児童委員、スクールカウンセラー、児童相談所関係職員等である。

校長は、市教育委員会に報告し方針を共有した後、「境小学校いじめ問題調査委員会」の招集を各委員に伝える。

平成２６年　３月　５日
境小学校「いじめ防止基本方針」策定委員会